





# 新潟市子どもの権利救済機関について ~今後の取組予定~

- ロ 令和5年12月定例会にて可決・成立した改正新潟市子ども条例に基づき、令和6年4月より市の附属機関として、新潟市子どもの権利救済委員を設置します。
- ロ この資料では、子どもの権利に係る相談・救済の準備状況、今後の予定、運用の方向性等を まとめた資料となります。



### 【基本的事項】

□ 設置根拠(新潟市子ども条例)

第18条 市は、子どもが権利の侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に 救済し、権利の回復を支援するため、市長の<mark>附属機関</mark>として、新潟市子どもの 権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱します。

#### □ 救済委員の位置付け・任期等

- ◆ 独任制の市の附属機関
- ◆ 委員の任期:3年(再任することができる)
- ◆ 委員の人数:3人以内
- ◆ 互選により代表委員を置く
- ◆ 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長等との兼職禁止



### 【子どもの権利救済機関の概要】

- □ 子どもの権利救済委員の職務(条例第22条)
- ① 子どもの権利の侵害についての<u>相談に応じ、必要な助言及び支援</u>をすること。
- ② 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、<u>調査、調整、</u> 勧告、是正要請等を行うこと。
- ③ 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- ④ 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- ⑤ 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。
- ⑥ 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。
  - ※子どもの権利救済委員は地方自治法に基づく附属機関として位置づけ職務を遂行 ⇒子どもの権利救済委員は、子どもの立場に立って相談を受け付けるとともに、市や教 育委員会などの執行機関、その他の関係機関等に対し、独立性が尊重された第三者的な 立場から、調整活動などの働きかけを行います。



### 【子どもの権利救済機関の概要】

子どもからの様々な相談に対応し、他の機関から独立した立場で、子どもの権利に関する相談・救済を行います。

#### □運営体制①

項目	内容
設置予定日	令和6年4月
開設予定日	令和6年7月末(窓口開設・相談受付業務等の開始)
設置場所	新潟市万代市民会館 若者支援センターオール内(4F) 《検討の視点》 ※子どもがアクセスしやすく、相談しやすい環境を整備 ※子どもの権利救済委員及び相談員が執務を行えるスペースを確保 ※対面以外(オンライン等)での相談等にも対応できるよう配慮
人員体制	□ 子どもの権利救済委員 弁護士、大学教授等子どもの権利に関し優れた見識を有し、第三者として独立性を保つ ことができる者 □ 子どもの権利相談・調査専門員 子どもの権利救済委員の職務遂行を補佐し、相談対応や関係機関への調査・調整、普及・ 啓発等を行う。社会福祉士、心理士等の有資格者や子どもの相談業務経験者



# 【子どもの権利救済機関の概要】

#### □ 運営体制②

□ <u>建呂仲則((</u> )			
項目	内容		
相談・申立てが	□ 市内に住所を有する子どもに関するもの(※子ども:18歳未満の者その他		
できる者	これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者)		
	□ 市内に通勤し、又は市内の学び・育ちの施設に通学し、通所し、若しくは		
	入所する子どもに関するもの 子どものほか、上記に該当する子どもに関する ものであれば、おとなからの相談も可能		
相談受付時間	□ 月曜~金曜: 13:00~19:00		
	□ 土曜: 9:00~17:00 ※祝日·年末年始休み		
相談方法	ロ 電話、対面 ロ メール、SNS		
	□ 手紙、はがき		



### 【相談・対応フローと根拠条文】

相談の原因 (関係者・組織等) (26条)

③調査・調整



⑤権利侵害の是正 (状況の改善)



(28条)

④必要に応じ是正勧告・意見表明等・(29条)報告の求め(30条)再調査等

(25条) 相談者 (子ども、子どもの関係者) (25条)

①相談

#### ≪その他規定≫

- ・子どもの権利侵害に関する相談又は救済に 係る市の対応(17条)
- ・救済委員の兼職禁止(21条)
- ・救済委員の職務(22条)、責務(23条)
- ・調査を行わない場合(27条)
- ・活動状況の報告(31条)

子どもの権利救済機関

(18条・19条・20条) 子どもの権利救済委員 (独立性を有する市の附属機関)



(32条) 子どもの権利 相談・調査専門員 (救済委員を補佐)



(24条) 連携・尊重・協力



関係機関 (福祉・教育 等)



他の相談窓口 (いじめ、虐待 等)



### 【運営体制】

□ 子どもの権利救済委員(敬称略、五十音順)

所属等	氏名(かな)		
弁護士	岡田 典仁(おかだ のりひと)		
(新潟県弁護士会子どもの権利委員会)			
弁護士	黒沼 有紗(くろぬま ありさ)		
(新潟県弁護士会子どもの権利委員会)			
新潟青陵大学 福祉心理学部 臨床心理学科 准教授	小林 智 (こばやし たく)		

#### ≪委嘱の考え方≫

- 子どもの権利救済委員は、子どもや保護者との直接折衝、他の機関(学校等)への聞き取り、 調査、当事者や関係者との間に立った調整等を担う必要があります。
- また、子ども自身の気持ちに寄り添い、当該子どもの最善の利益を図るために行動する必要があります。
- このような考え方に基づき、類似事例や他都市の子どもの権利救済委員からの活動実態等 を踏まえたヒアリングを参考としながら、上記のとおり決定しました。



### 【運営体制】

□子どもの権利相談・調査専門員(常勤)

項目	概要 ····································
配置人数	4人
資格等	社会福祉士、臨床心理士等の有資格者 (子どもに関する相談業務に従事経験あり)
その他	7月末の相談受付開始に向け、研修等を行い専門員の スキルアップを図ります。

#### ≪設置根拠≫

第32条 救済委員の庶務は、こども未来部で処理します。

- 2 救済委員の職務を補佐するため、児童福祉又は子どもの権利に関し優れた識見を有する者を相談・調査専門員として置きます。
- 3 第23条第1項の規定(※)は、相談·調査専門員に準用します。
- ※第23条第1項

救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。



### 【相談・救済に係る周知・啓発について】

- 新潟市内の小・中学校を対象に、相談・救済機関の愛称、マスコットキャラクターを募集します。
- 募集した愛称等を、昨年度子どもの権利に関する中学生意見交換会に参加した中学生(高校生)に絞り込みをお願いした後、これを投票により決定します。 (GIGA端末からオンライン投票)
- □ 決定した愛称、マスコットキャラクターを活用した広報資材を制作し、小・中・高校、その他の子どもに関係する施設や機関等へ幅広く展開します。



#### 参考事例

令和5年度、市内小学生から新潟市の子ども子育て応援キャッチフレーズの募集を行い、高校生による選考を経て、小学生による投票で決定。

新潟市の子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」と キャッチフレーズを融合し、子育て応援の機運醸成事 業等に活用しています。